

平成 29 年 7 月 12 日

会員 各位

公益社団法人日本技術士会東北本部

福島県支部

支部長 畠 良一

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より会員の皆様には当支部に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして先日、設立総会ならびに第 1 回幹事会が開催されましたので、資料を送付いたします。

資格認定制度の創設を含めて、官民による推進組織が構築されたわけですが、今後、時代に対応すべく技術者の育成・確保が加速化されるものと思われます。

引き続き会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称） 設立総会

日 時：平成 29 年 7 月 11 日（火） 14:00～
場 所：福島県建設センター
(福島市五月町 4-25)

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 捶
- 3 出席者紹介
- 4 経 緯 説 明
- 5 議 事
 - (1) 協議会設立趣意書（案）について
 - (2) 協議会組織体制（案）について
 - (3) 協議会規約（案）について
 - (4) 役員の選任について
- 6 委嘱状交付
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会(仮称)
設立総会 出席者一覧

・日時:平成29年7月11日(火) 14時~
 ・場所:福島県建設センター 2階会議室

1) 協議会設立総会 構成員

| 構成員 | | | 出欠状況 | 代理出席 | |
|-----------------------------|------|--------|------|------|-------|
| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | | 職 名 | 氏 名 |
| 日本大学工学部 | 教授 | 中村 晋 | 出席 | — | — |
| 日本大学工学部(兼ふくしまインフラ長寿命化研究会会長) | 教授 | 岩城 一郎 | 欠席 | — | — |
| 福島工業高等専門学校 | 教授 | 芥川 一則 | 出席 | — | — |
| 一般社団法人福島県建設産業団体連合会 | 会長 | 小野 利廣 | 出席 | — | — |
| 一般社団法人福島県建設業協会 | 会長 | 小野 利廣 | 欠席 | 専務理事 | 鈴木 武男 |
| 一般社団法人福島県測量設計業協会 | 会長 | 児玉 史朗 | 出席 | — | — |
| 福島県法面保護協会 | 会長 | 相良 政博 | 出席 | — | — |
| 一般社団法人福島県地質調査業協会 | 会長 | 佐藤 宗弘 | 出席 | — | — |
| 公益社団法人日本技術士会東北本部福島県支部 | 支部長 | 畠 良一 | 出席 | — | — |
| 福島県土木施工管理技士会 | 会長 | 長谷川 浩一 | 出席 | — | — |
| 一般財団法人ふくしま市町村支援機構 | 専務理事 | 伊藤 政宏 | 出席 | — | — |
| 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 | 所長 | 石井 宏明 | 欠席 | 副所長 | 本木 雅信 |
| 福島県土木部 | 部長 | 大河原 聰 | 出席 | — | — |

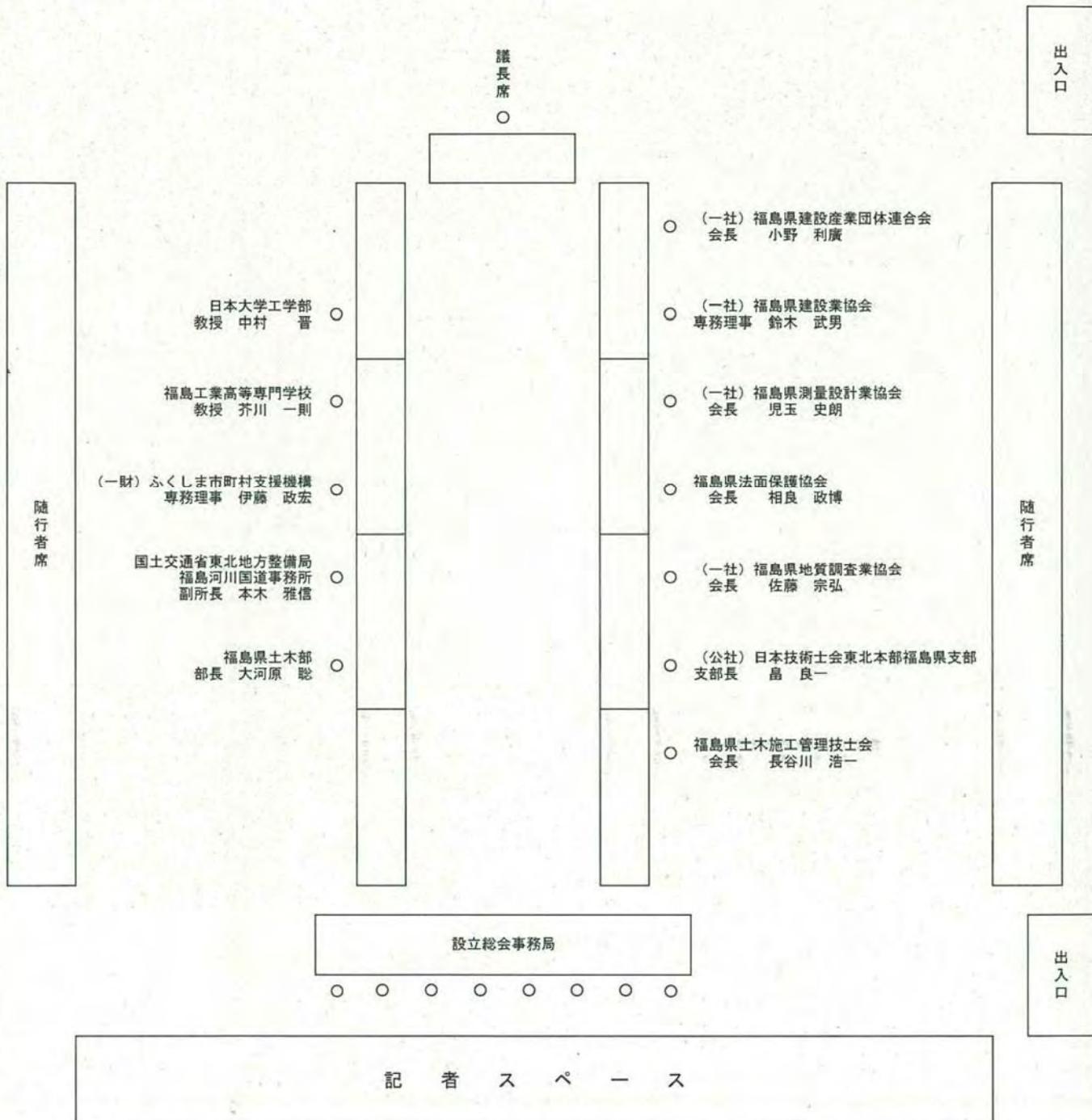
2) 協議会設立総会 事務局

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 出欠状況 |
|--------------------|----------------|-------|------|
| 一般社団法人福島県建設産業団体連合会 | 事務局長 | 高畠 亮 | 出席 |
| 一般社団法人福島県測量設計業協会 | 専務理事 | 慶徳 庄斎 | 出席 |
| 一般社団法人福島県建設業協会 | 技術課長 | 所 秀昭 | 出席 |
| 福島県土木部 | 次長 (企画技術担当) | 杉 明彦 | 出席 |
| 福島県土木部 | 土木企画課長 | 相澤 広志 | 出席 |

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）
設立総会 配席図

日時：平成29年7月11日（火）14時～

場所：福島県建設センター 2階会議室



社会インフラの現況

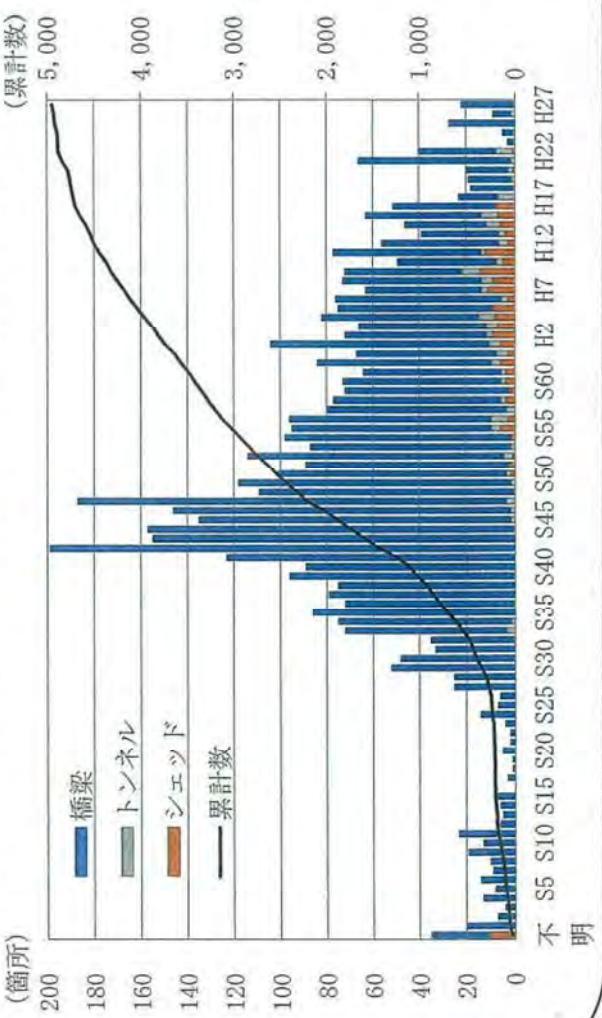
資料一-1

＜背景＞

高度経済成長期に整備された橋梁やトンネル等の社会インフラの老朽化が進み、社会インフラ更新時期の本格的到來に備えた対応が、全国的な課題となつてゐる。

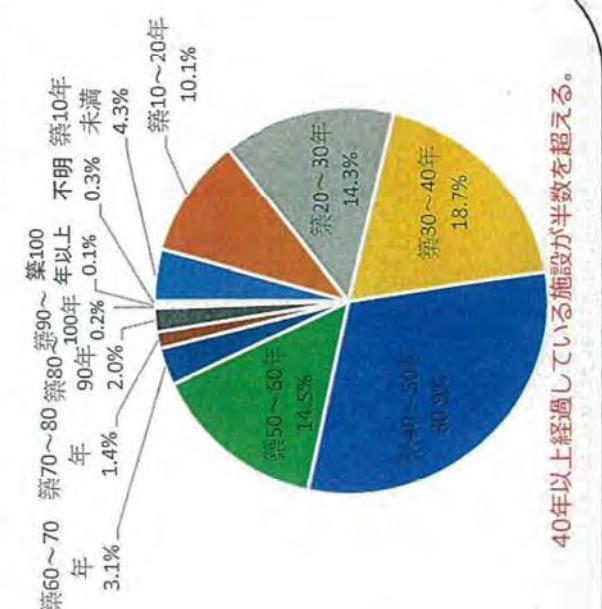


【道路施設(建設年度ごとの施設数推移(H28.3現在)】



【道路施設(福島県管理分のみ)の現況】

【道路施設の経過年数ごとの割合(H28.3現在)】



40年以上経過している施設が半数を超える。

福島県内における社会インフラの現況

福島県内の主な土木施設(全管理者分)

| 施設名 | 単位 | 計 | 管理施設数 | | | 出 典 | |
|-------------------------------|----|----------|---------|---------|----------|--------|--|
| | | | 国 | 県 | 市町村 | | |
| 道路 | km | 39,153.1 | 492.6 | 5,619.2 | 32,647.2 | 394.1 | 道路統計年報2016 (国土交通省) |
| 橋梁 | 橋 | 18,171 | 912 | 4,317 | 12,189 | 753 | 平成28年度 第2回福島県 道路メンテナンス会議 (東北地方整備局) |
| トンネル | 箇所 | 241 | 35 | 154 | 25 | 27 | 平成28年度 第2回福島県 道路メンテナンス会議 (東北地方整備局) |
| 道路付属物 (シェッド、歩道橋、 門型標識等) | 箇所 | 866 | 183 | 419 | 65 | 199 | 平成28年度 第2回福島県 道路メンテナンス会議 (東北地方整備局) |
| 河川 | km | 5,443.2 | 3,438.6 | 1,389.6 | 615.0 | — | 平成27年度 国土交通白書 (国土交通省) |

福島県の面積が広く、多くの社会インフラを管理しており、維持修繕を実施するための点検・診断技術等を有する土木技術者が相当数必要となる。
また、日常的な維持管理や災害時の対応は、産業界と行政機関が連携して実施することが重要であるため、行政職員に關しても維持管理技術の習得が必要となる。



福島県における社会インフラに関する課題

＜土木技術者の責務＞

社会インフラは豊かな地域生活の実現、安全の確保、環境の保全等に寄与するため、維持修繕を実施し、将来にわたり安全なインフラサービスを継続的に提供する。

維持修繕に対する産・学・官それぞれの思い

【産業界】

専門分野だけではなく、横断的な知識や技術が必要となる。

【学識】

限られた予算や人材の有効活用を産学官が一體となり検討する必要がある。

【官公庁】

維持修繕は限られた予算の中で、効率的及び効果的に進めなくてはならない。

＜県内の課題＞

「県民の安全・安心を第一」に、「地域のインフラは、地域自らが守る」という認識は、産学官共通であり、今後、安定的に適切な維持修繕（メンテナンス）を実施する必要があるが、維持修繕に必要な点検・診断技術等を有する土木技術者が不足しており、その人材の確保・育成が急務となる。

技術者不足という喫緊の課題を解消するために、
『ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）』を設立し
産学官それぞれのノウハウを活かした技術者の育成に取組む。

協議会設立総会までの経過概要

産・学・官それぞれにおいて現状把握・課題整理



H29.1.12 県建設業審議会による「今後の県内建設業のあり方」の答申
・インフラメンテナンス技術者の育成・確保に関する産学官連携強化を明記



H29.1.12 学から県へ産学官連携によるメンテナンスに係る技術者育成の要請
・県土木部として、産学官連携による枠組みづくりに積極的に取組むと回答



H29.2.23 第1回 産学官連携による技術者育成に関する意見交換会
・技術者育成のための共通スキームの構築について合意



H29.3.27 第2回 産学官連携による技術者育成に関する意見交換会
・産学官連携による協議会の設立について合意



H29.3.27 ふくしま建設業振興プランの策定
・産学官連携によるインフラメンテナンス技術者育成を明記



H29.5.17 協議会設立準備会
・技術者育成の方針及び協議会の体制について合意



H29.7.11 『ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）』 設立総会

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称） 設立趣意書（案）

社会インフラは、豊かな国民生活の実現及びその安全と安心の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与する国民共有の貴重な財産である。

これら社会インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたことから、今後急速に高齢化が進み、その維持・修繕、更新の重要性、緊急性が全国的に叫ばれている。

さらに、昨年11月28日には、産学官民が一丸となってインフラメンテナンスに取り組むとともに、その理念の普及を図り、もって活力ある社会の維持に寄与することを目的として、政府が「インフラメンテナンス国民会議」を設立したところである。

このように、本格的な社会インフラの維持管理・更新時代を迎える中、建設産業全体の技術者、とりわけ維持・修繕分野においては、行政を始め、地域の建設業や測量設計業等に携わるメンテナンス技術者的人材不足が深刻な問題となっている。

また、限られた予算と様々な人的資源を有効に活用しながら、社会インフラの品質を確保し、かつ住民サービスの最大化とそれに伴う地域の活性化に寄与し、貢献できるメンテナンス技術者の確保が求められている。

このため、「県民の安全と安心を第一」に、「地域のインフラは、地域自らが守る」の考え方の下、福島県の地域特性を踏まえながら、橋梁、トンネル、舗装、斜面、河川構造物等、社会インフラ全般に係る各種点検やメンテナンスに関する専門的かつ実践的な知識を有し、社会インフラマネジメントの中核となる技術者を安定的に育成することを目的として、産学官連携による「ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会」を設立するものである。

平成29年7月11日

福島県における維持管理に係る技術者育成レベル(案)

資料一3

マネジメント技術者の育成

- 総合的な維持管理計画を立案できる人
- ※総合的な維持管理制度のあり方について今後検討する

今後、あり方について検討
MMR(※2)
(仮称)
ふくしまMMRコース

ME技術者の育成

- 構造物診断士
- コンクリート診断士

(日本構造物診断技術協会)
(コンクリート工学会)

既存の国登録民間資格

- 点検計画立案、健全度診断ができる人
- ※高度な知識を有し、劣化状況等を的確に診断できるレベルを目指す
- ※既存の資格取得を促すとともに、福島県独自の資格制度を検討する
- ※今後、5年程度で必要数の育成を目指す

ME(基礎)技術者の育成

- 基本的な診断知識を有し、点検作業ができる人
- ※構造物に係る基礎的な知識、及び維持管理の基礎的事項を習得する
- ※基本的な診断ができる知識を習得する
- ※今後、3年程度で約500人の育成を目指す

(今年第1回の講習会を開催予定)

育成者数

ME(※1)育成プログラム

ふくしまMEコース
(仮称)
ふくしまMEプログラムを検討

本協議会で
育成プログラムを検討

今後、あり方について検討
MR(※2)
(仮称)
ふくしまMRコース

今後、あり方について検討
MMR(※2)
(仮称)
ふくしまMMRコース

※1:「メンテナンス・エキスパート」構造物等の維持管理に関する高度な知識を持ち、劣化状態等を的確に診断し対処できる技術者を意味する。
※2:「メンテナンス・マネージャー」構造物等の維持・修繕に関する日常的管理や、保全計画の策定等ができる技術者を意味する。

ふくしまインフラメンテナンス技術者協議会 組織体制（案）

資料一4

組織体制

協議会（意思決定）

各関係機関の代表者により構成

【産】

日本大学工学部
福島工業高等専門学校

【学】

福島河川国道事務所
福島県土木部

【官】



幹事会（事業調整）

各関係機関の事業担当者により構成

日本大学工学部

各関係団体
ふくしまインフラ長寿命化研究会
福島河川国道事務所
福島県土木部

事務局（庶務）

・テキストの印刷製本
・参加料収納、参加証の発行
・案内ハンドフレット作成、PR活動
・講師依頼、旅費の支払い
・会場設定、文書発送等

【事務局】
(一社)福島県建設産業団体連合会

※監査委員は【学】【官】から選出する

資料－5

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、福島県内の重要な社会資本の維持管理、及び関連する技術者の育成を通して、安全・安心な県土の保全を実施し、これらを通じて地域の再生、活性化を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人材育成講座に関すること
- (2) 人材育成講座に関する認定試験及び試験の合否判定に関すること
- (3) 事業計画に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成及び運営)

第4条 協議会の下に幹事会を設置し、協議会及び幹事会の構成や運営は以下のとおりとする。

- (1) 協議会
 - ア 協議会は、別表－1に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。
 - イ 協議会の会長は、委員の互選により学識経験者から選任し、会長は会務を統括する。
 - ウ 協議会の副会長は、会長が行政機関・産業界から各1名を指名し、副会長は会長を補佐する。会長が事故などによる不在の場合は、副会長がその職務を代理する。
 - エ 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
 - オ 協議会の会議は、会長が議長を務める。
 - カ 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - キ 協議会の会議は、委員が指名した者を代理として会議に出席させることが出来る。この場合、委員が出席したものとみなす。
 - ク 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - ケ 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
 - コ 委員は本人の申し出により協議会の承認をもって辞任することができる。
 - サ 委員は協議会の承認により就任することができる。

(2) 幹事会

- ア 幹事会は、協議会の事業を調整するために設置する。
- イ 幹事会は、別表一2に掲げる者（以下「幹事」という。）で構成する。
- ウ 幹事会の幹事長は、幹事の互選により行政機関から選任し、幹事長は会務を統括する。
- エ 幹事会の副幹事長は、幹事長が行政機関から指名し、副幹事長は幹事長を補佐する。幹事長が事故などによる不在の場合は、副幹事長がその職務を代理する。
- オ 幹事会の会議は、幹事長が必要と認めるときを開催する。年度の初会議は協議会会长の発議により開催する。
- カ 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
- キ 幹事会の会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- ク 幹事会の会議は、幹事が指名した者を代理として会議に出席させることができる。この場合、幹事が出席したものとみなす。
- ケ 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。
- コ 幹事は本人の申し出により幹事会の承認をもって辞任することができる。
- サ 幹事は幹事会の承認により就任することができる。

（規約の変更）

第5条 この規約は、協議会において委員総数の過半数の議決を経なければ変更することが出来ない。

（事務局）

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、（一社）福島県建設産業団体連合会に置く。

（守秘義務）

第7条 委員、幹事及び事務局は審議事項で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において決定するものとする。

（附則）

本規約は、平成29年7月11日から施行する。

別表-1

| ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 (案) | | | | |
|----------------------------|-----------------------------|------|--------|-----|
| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
| 委員 | 日本大学工学部 | 教 授 | 中村 晋 | 学識 |
| 委員 | 日本大学工学部（兼ふくしまインフラ長寿命化研究会会長） | 教 授 | 岩城 一郎 | 学識 |
| 委員 | 福島工業高等専門学校 | 教 授 | 芥川 一則 | 学識 |
| 委員 | 一般社団法人福島県建設産業団体連合会 | 会 長 | 小野 利廣 | 産業 |
| 委員 | 一般社団法人福島県建設業協会 | 会 長 | 小野 利廣 | 産業 |
| 委員 | 一般社団法人福島県測量設計業協会 | 会 長 | 児玉 史朗 | 産業 |
| 委員 | 福島県法面保護協会 | 会 長 | 相良 政博 | 産業 |
| 委員 | 一般社団法人福島県地質調査業協会 | 会 長 | 佐藤 宗弘 | 産業 |
| 委員 | 公益社団法人日本技術士会東北本部福島県支部 | 支部長 | 畠 良一 | 産業 |
| 委員 | 福島県土木施工管理技士会 | 会 長 | 長谷川 浩一 | 産業 |
| 委員 | 一般財団法人ふくしま市町村支援機構 | 専務理事 | 伊藤 政宏 | 産業 |
| 委員 | 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 | 所 長 | 石井 宏明 | 行政 |
| 委員 | 福島県土木部 | 部 長 | 大河原 聰 | 行政 |

別表-2

| 幹 事 会 (案) | | | | |
|-----------|-----------------------------|-------------------|--------|-----|
| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
| 幹事 | 日本大学工学部 | 教 授 | 中村 晋 | 学識 |
| 幹事 | 日本大学工学部（兼ふくしまインフラ長寿命化研究会会長） | 教 授 | 岩城 一郎 | 学識 |
| 幹事 | 日本大学工学部 | 准教授 | 仙頭 紀明 | 学識 |
| 幹事 | ふくしまインフラ長寿命化研究会 | 幹 事 | 高橋 明彦 | 産業 |
| 幹事 | 一般社団法人福島県建設業協会 | 維持補修技術検討WG 委員長 | 森崎 英五朗 | 産業 |
| 幹事 | 一般社団法人福島県測量設計業協会 | 理 事 | 小林 新一 | 産業 |
| 幹事 | 一般社団法人福島県法面保護協会 | 技術委員長 | 長尾 裕 | 産業 |
| 幹事 | 一般社団法人福島県地質調査業協会 | 理 事 | 鈴木 克久 | 産業 |
| 幹事 | 公益社団法人日本技術士会東北本部福島県支部 | 顧 問 | 長尾 晃 | 産業 |
| 幹事 | 福島県土木施工管理技士会 | 副会長 | 森川 学 | 産業 |
| 幹事 | 一般財団法人ふくしま市町村支援機構 | 構造保全課長 | 小坂 浩一 | 産業 |
| 幹事 | 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 | 計画課長 | 加藤 桂一 | 行政 |
| 幹事 | 福島県土木部 | 次長（企画技術担当） | 杉 明彦 | 行政 |
| 幹事 | 福島県土木部 | 土木企画課長 | 相澤 広志 | 行政 |
| 幹事 | 福島県土木部 | 道路管理課長 | 吉成 隆 | 行政 |

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会

第1回幹事会

日 時：平成29年7月11日（火） 協議会終了後
場 所：福島県建設センター
(福島市五月町4-25)

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 委嘱状交付

4 役員の選任

5 幹事長挨拶

6 協議事項

1) 平成29年度および平成30年度事業計画（案）について（意見交換）

ア) MEの体系

イ) 受講生の要件

ウ) 受講料

エ) スケジュール

オ) 審査委員会規約

2) 今後の予定

3) その他

7 閉 会

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 幹事出席者一覧

第1回幹事会

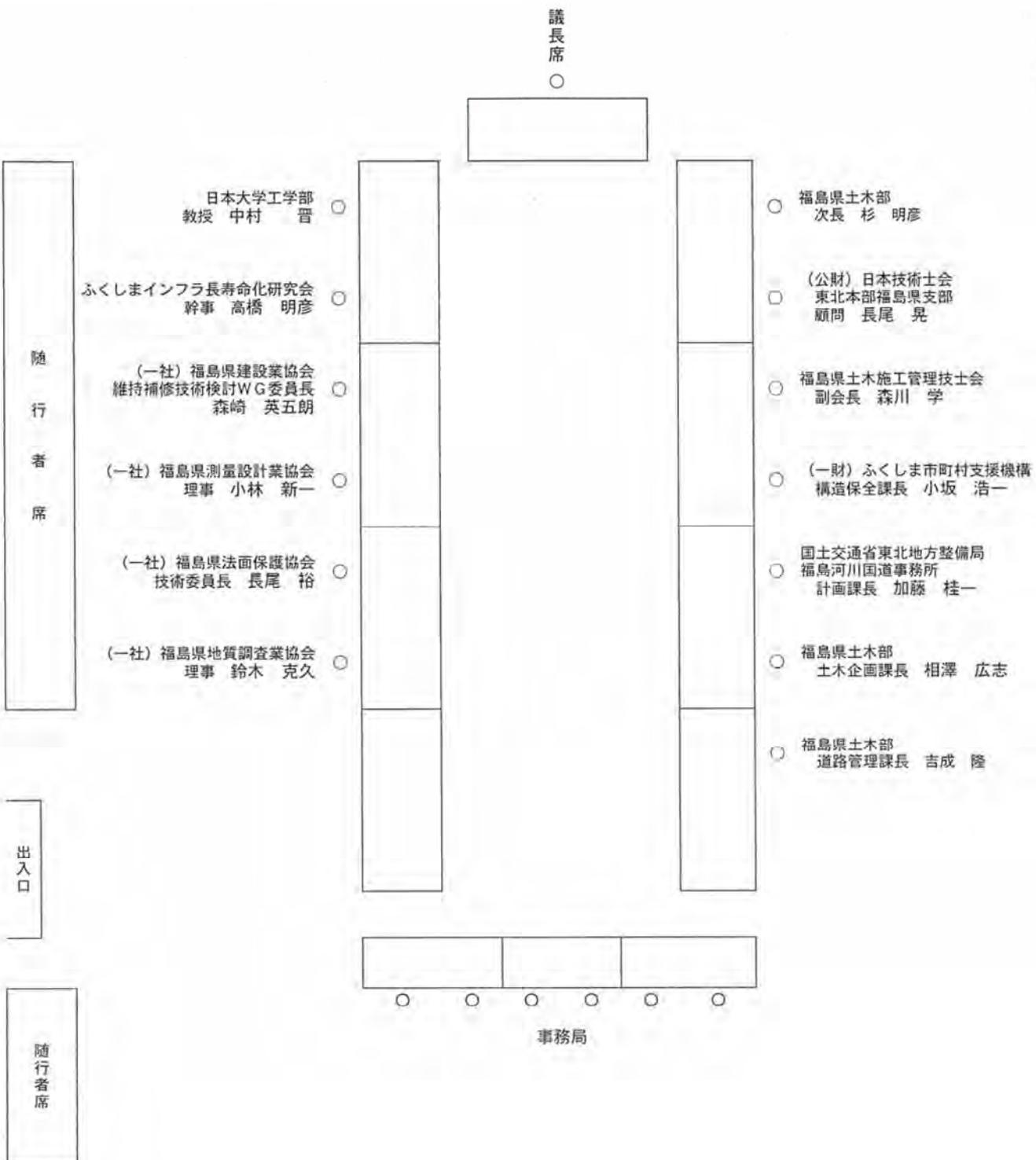
・開催日時:平成29年7月11日(火) 協議会終了後開催

・開催場所:福島県建設センター 2階会議室

| | 幹事 | | | | 代理出席 | |
|----|---------------------------|---------------|--------|----|------|-------|
| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 | 職 名 | 氏 名 |
| 1 | 日本大学工学部 | 教授 | 中村 晋 | 出席 | | |
| 2 | 日本大学工学部 | 教授 | 岩城 一郎 | 欠席 | | |
| 3 | 日本大学工学部 | 准教授 | 仙頭 紀明 | 欠席 | | |
| 4 | ふくしまインフラ長寿命化研究会 | 幹事 | 高橋 明彦 | 出席 | | |
| 5 | 一般社団法人福島県建設業協会 | 維持補修技術検討WG委員長 | 森崎 英五朗 | 出席 | | |
| 6 | 一般社団法人福島県測量設計業協会 | 理事 | 小林 新一 | 出席 | | |
| 7 | 一般社団法人福島県法面保護協会 | 技術委員長 | 長尾 裕 | 出席 | | |
| 8 | 一般社団法人福島県地質調査業協会 | 理事 | 鈴木 克久 | 欠席 | 会長 | 佐藤 宗弘 |
| 9 | 公益社団法人日本技術士会 東北本部福島県支部 | 顧問 | 長尾 晃 | 出席 | | |
| 10 | 福島県土木施工管理技士会 | 副会長 | 森川 学 | 出席 | | |
| 11 | 一般財団法人ふくしま市町村支援機構 | 構造保全課長 | 小坂 浩一 | 出席 | | |
| 12 | 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 | 計画課長 | 加藤 桂一 | 出席 | | |
| 13 | 福島県土木部 | 次長(企画技術担当) | 杉 明彦 | 出席 | | |
| 14 | 福島県土木部 | 土木企画課長 | 相澤 広志 | 出席 | | |
| 15 | 福島県土木部 | 道路管理課長 | 吉成 隆 | 出席 | | |

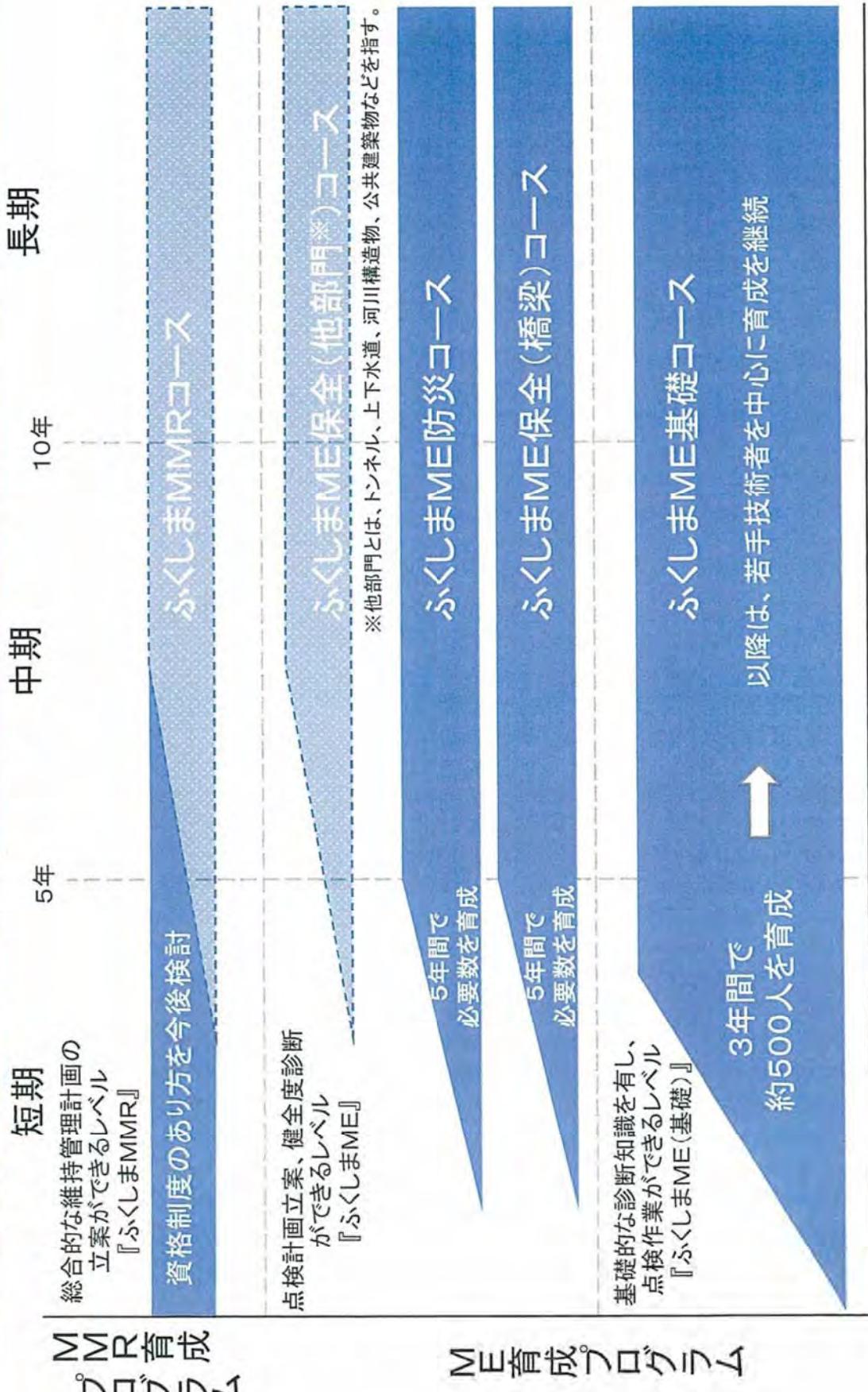
ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会
第1回幹事会 配席図

日時：平成29年7月11日（火） 協議会終了後～
場所：福島県建設センター 2階会議室



ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 技術者育成の短・中・長期的目標(草案)

資料1



- ※1 MMR:「メンテナンス・マネージャー」構造物等の維持・修繕に関する日常的管理や、保全計画の策定等ができる技術者を意味する。
※2 ME:「メンテナンス・エキスペート」構造物等の維持管理にに関する高度な知識を持ち、劣化状態等を的確に診断し対処できる技術者を意味する。
※3 育成プログラムのコース名称は全て仮称

福島県における維持管理に係る技術者育成レベル(案)

資料2

マネジメント技術者の育成

- 総合的な維持管理計画を立案できる人
- ※総合的な維持管理計画を立案できるレベルをを目指す
- ※資格制度のあり方について今後検討する

ME技術者の育成

- 点検計画立案、健全度診断ができる人
- ※高度な知識を有し、劣化状況等を的確に診断できるレベルを目指す
- ※既存の資格取得を促すとともに、福島県独自の資格制度を検討する
- ※今後、5年程度で必要数の育成を目指す

ME(基礎)技術者の育成

- 構造物診断士
- (日本構造物診断技術協会)
- コンクリート診断士
- (コンクリート工学会)
- 既存の国登録民間資格
- 1級土木技術者
- (土木学会)

- 点検計画立案、健全度診断ができる人
- ※高度な知識を有し、劣化状況等を的確に診断できるレベルを目指す
- ※既存の資格取得を促すとともに、福島県独自の資格制度を検討する
- ※今後、5年程度で必要数の育成を目指す

ME(基礎)技術者の育成

- 基本的な診断知識を有し、点検作業ができる人
- ※構造物に係る基礎的な知識、及び維持管理の基礎的事項を習得する
- ※基本的な診断ができる知識を習得する
- ※今後、3年程度で約500人の育成を目指す
- (今年第1回の講習会を開催予定)

育成者数

今後、あり方について検討

(仮称)
ふくしまMMRコース

本協議会で
育成プログラムを検討

ME(※1)育成プログラム

(仮称)
ふくしまMEコース
(保全、防災)

(仮称)
ふくしまME基礎コース

※1:「メンテナンス・エキスパート」構造物等の維持管理に関する高度な知識を持ち、劣化状態等を的確に診断し対処できる技術者を意味する。
※2:「メンテナンス・マネージャー」構造物等の維持・修繕に関する日常的管理や、保全計画の策定等ができる技術者を意味する。

ふくしまインフラメンテナンス技術者協議会

組織体制

資料3

組織体制

協議会（意思決定）

会長：中村教授（日本大学工学部）

【産】

各関係団体

【学】

日本大学工学部
福島工業高等専門学校

【官】

福島河川国道事務所
福島県土木部

- 事業の提案及び報告
- 事業に関する業務の指示
- 事業に関する報告
- 協議会開催調整
- ・庶務に関する業務の指示
- ・庶務に関する業務の指示
- ・庶務に関する業務の指示
- ・庶務に関する業務の指示

幹事会（事業調整）

各関係機関の事業担当者により構成

日本大学工学部

各関係団体

ふくしまインフラ長寿命化研究会
福島河川国道事務所
福島県土木部

- 運営に関する調整
- 各種会議開催調整

事務局（庶務）

- テキストの印刷製本
- 参加料徵収、參加証の発行
- 案内パンフレット作成、PR活動
- 講師依頼、旅費の支払い、会場設定、文書発送等

【事務局】
(一社)福島県建設産業団体連合会

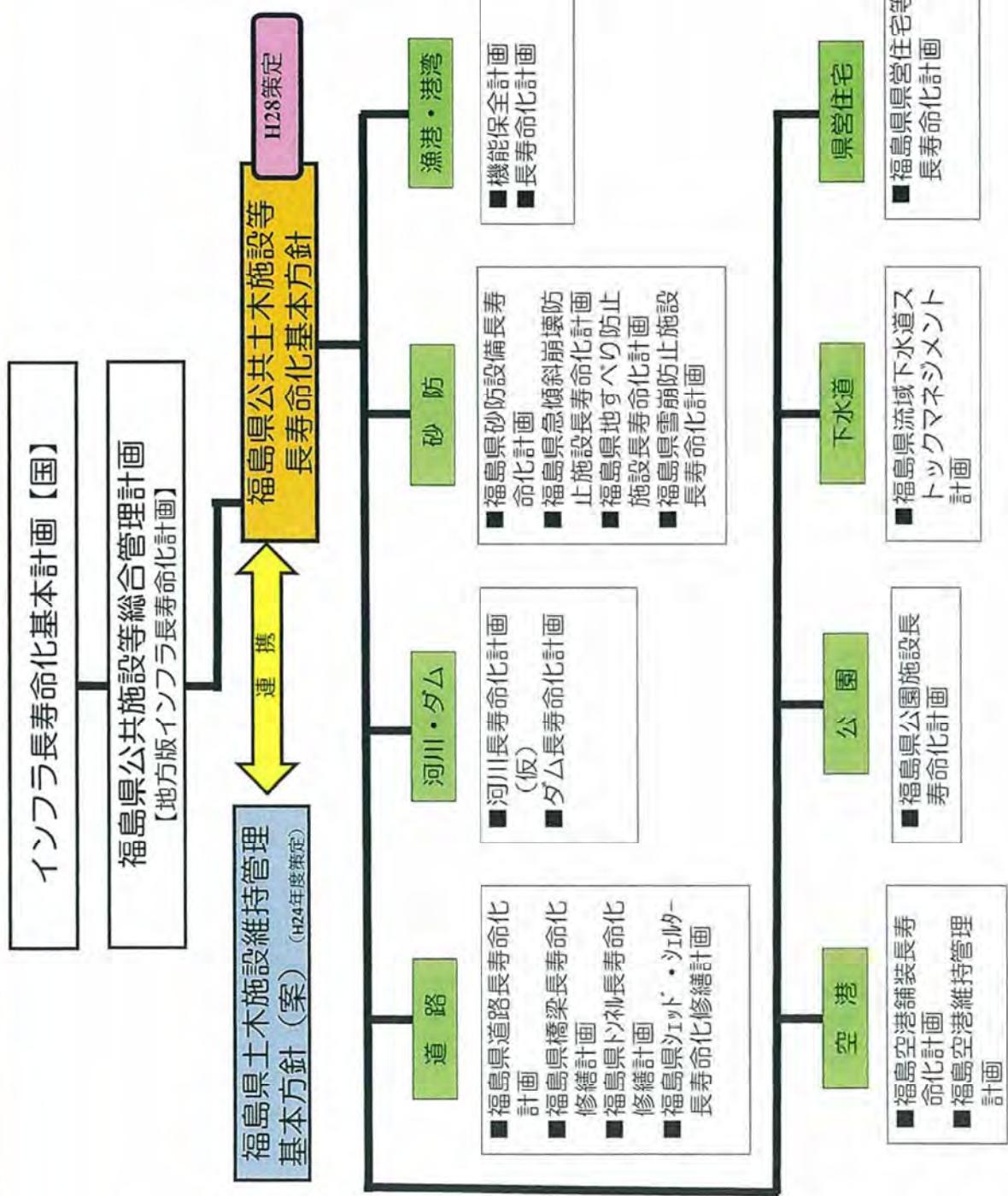
※監査委員は【学】【官】から選出する

- 連携及び調整

福島県土木企画課

福島県公共土木施設等長寿命化基本方針

資料4



福島ME認定力リキュラムの基本

- 福島ME必要条件：保全/防災の基礎+保全or防災の応用コースの履修
 - ME基礎コース5週(6日) + ME(保全or防災)コース5 or 6週(6 or 7日) = 10 or 11週
 - 参考：新潟ME 11週，愛媛ME 12週，岐阜ME 9週，山口ME 4週間の集中講義

■ 対象および受講要件：

- 福島ME基礎コース(点検基礎)：実務経験2年以上
- 福島ME(保全)コース,福島ME(防災)コース：基礎コースを習得+実務経験5年以上
- 福島MEコース(点検+診断基礎):ME(保全)コース or ME(防災)コースを習得後，他コースを習得

■ 講習期間：各コース5週程度[ex; 金曜5週+土(認定試験)]

- 修了認定：福島ME基礎コース：記述試験，福島MEコース：記述+口述試験
- 対象人数：100人程度

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| 福島MEコース:(保全)+(防災) | 防災: 3day or 4day | 保全(構造): 2day |
| 福島ME(保全)コース :保全(橋梁)+保全(構造) | 福島県の地形・地質・気象(半日): 防災從斜面崩壊・落石の点検と診断 :アンカーワーク,擁壁などの防護工 :盛土の崩壊・変形の点検と対策:防災從盛土の崩壊・変形の点検と対策:防災從基礎地盤の点検と対策:防災從 :実地演習(半日)+グループ討議(半日) | ・トンネルの維持管理 ・河川構造物の維持管理 ・スノーシェードなどの維持管理 |
| 福島MEコース: :防災+保全(構造) | 保全(橋梁): 3day or 4day | |

ME研修の意義+福島県の社会基盤施設の維持管理概要，実施要領(カリキュラム)説明(2.0hr)
共通:福島県の地形・地質・気象(1.5hr)
防災:斜面崩壊・落石の概論+点検と防護の基礎(2.0hr), 盛土・基礎地盤の崩壊・変形の概論+点検基礎と対策(2.0hr)
保全(構造):舗装の点検基礎(1.5hr), トンネルの点検基礎(1.5hr), 既提出案参照
保全(橋梁):3day(既提出案参照)
認定試験:1day



福島ME基礎コース
:保全(橋梁)+防災

資料 6

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成プログラム諸条件 整理票

平成29年7月11日
FIM協議会事務局

| | コース | カリキュラム (日) | 実施方法 | 講習時期 | 人数 | 募集要件 | 受講料 |
|----|---------------|---------------|-----------------|----------------------|------------------------------|---|-----|
| 基礎 | 福島ME基礎コース | 6 日 | 週1日 0R 連続 | 前期 8～9月 後期 10～11月 | 100人 $100 \times 2 = 200$ | 実務経験 2 年以上 | |
| | 福島ME保全(橋梁)コース | 6 日～7 日 | 週1日 0R 連続 | 11～12月 | 50 人 | 基礎コース取得 + 実務経験 5 年以上 ※ふくしまインフラ長寿化研究会資格取得者を除く | |
| 応用 | 福島ME(防災)コース | 6 日～7 日 | 週1日 0R 連続 | 11～12月 | 50 人 | 基礎コース取得 + 実務経験 5 年以上 | |

※受講料については未定

赤字については29年度予定

講習会の日程について

- ・仮に6日間の講習会を行った場合の日程設定方法。
 - 1週間に原則1日の講習とし約6週間でおこなう。
 - 1週間連続の講習とする。(月～土曜日)

※ 参考

他 ME 育成組織の例

- ・インフラ再生技術者育成新潟地域協議会（新潟県） 平成26年開講
週1日の講習を6週間（構造コース）、または5週間（防災コース）で開講
- ・岐阜大学インフラマネジメント技術研究センター（岐阜県） 平成25年開講
4週間（120時間）の集中講義
- ・道守養成ユニット運営協議会（長崎県） 平成20年開講
道守補コース 週2日を4週 計8日間
特定道守コース（コンクリート構造・鋼構造）
共通講座週2日を2週+各コース週1日を5週 計9日間
道守コース 週1日を3週 計3日

※ 開講時期

- ・新潟 9月上旬～10月上旬 構造コース
5月中旬～6月中旬 防災コース
- ・岐阜県 前期 5月下旬～6月下旬 後期 8月中旬～9月中旬
- ・長崎県 道守補 前期 5月中旬～6月中旬 後期 9月中旬～10月中旬
道守補 6月下旬～7月中旬
道守 12月中旬

資料 8

受 講 料 に つ い て

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）平成29年7月11日

1 受講料の設定方法

- ① ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会が研修事業を展開するにあたり必要とする次の経費が負担できる額とする。
 - ア 会議費 構成員会議、幹事会、試験審査委員会開催に要する経費
 - イ 育成講座運営費 初級、中級講座を開催するにあたり必要となる講師旅費・謝金、印刷製本費、会場等借上げ等の経費
 - ウ 育成講座終了試験運営費 研修受講後に終了認定試験を実施するために必要な経費。
 - エ 事務局運営費 委員、講師等との連絡調整に要する経費、研修サポート経費、リーフ、パンフレット配布・ＨＰ運営等広報経費、並びに情報収集・交換に要する経費
- ② 受講料は、各研修毎に必要とされる経費に加え、受講者数を基に算定した会議費、事務局運営費が負担できる額とする。
- ③ 事務局長以下、関係団体より6人の職員が協議会事務局員として携わるが、派遣職員に係る給料、超過勤務手当等の人物費は派遣元団体で負担することとし、受講料算定の対象としない。

2 受講料の平準化

- ① 平成29年度後半より研修事業を開始するため翌年度以降の受講者数に比べ少ないが、会議費や事務局運営費は大きな差はない。
このため、同じ研修でも年度により受講料に差が生じる。
- ② 同じような研修が年度により受講料に差が生じることを避けるため、通常年における研修事業を想定して受講料を定めることとする。

3 その他

事務局は、研修効果の向上に努めるとともに、事業費の圧縮に努めることとする。

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 平成29年度スケジュール(案)

平成29年7月11日
事務局

| 項目 | 月別 | | | | | | 議題 |
|--------------------------|----|----|----|----|-----|-----|--|
| | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | |
| 協議会設立総会の開催 | | ● | | | | | 議題: 趣意書、スキーム、協議会規約 |
| 協議会運用開始 | | | | | | | |
| 1 (委員への委嘱状交付) | | | | | | | |
| 2 審査委員会規則案作成 | | | | | | | |
| 3 幹事会開催(第1回) | | ● | | | | | |
| 講習会(基礎コース)開連 | | | | | | | 議題: 協議会規約案、幹事会メンバーアル、年間スケジュール、カリキュラム(初級)、審査委員会規則案の検討 |
| 4 カリキュラム詳細作成 | | | | | | | |
| 5 募集要項案作成 | | | | | | | |
| 6 開催に向けた調整(場所、講師、受講者の把握) | | | ↑ | | | | |
| 7 幹事会開催(第2回) | | | ● | | | | |
| 8 協議会開催(第2回) | | | ● | | | | |
| 9 ホームページ・パンフレット・リーフレット作成 | | | ↑ | | | | |
| 10 地区別内容説明会 | | | ↑ | | | | |
| 11 受講者募集(期間は約1ヶ月) | | | ↑ | | | | |
| 12 受講者調整 | | | ↑ | | | | |
| 13 講習会準備(テキスト印刷など) | | | ↑ | | | | |
| 14 初級講習会開催 | | | ↑ | | | | |
| 15 フォローアップ調査 | | | ↑ | | | | |
| 16 次年度に向けた課題整理 | | | ↑ | | | | |
| 講習会(応用コース)開連 | | | | | | | ※必要に応じて幹事会を開催する。 |
| カリキュラム詳細案作成 | | | | | | | |
| 17 幹事会開催(第3回) | | | | | | ● | 議題: フォローアップ、課題対応、カリキュラム詳細検討 |
| 18 協議会開催(第3回) | | | | | | ● | 議題: 幹事会作成案の議論 |
| 19 協議会開催(第3回) | | | | | | | |
| | | | | | | | 12月議会 2月議会 |
| | | | | | | | 9月議会 |
| | | | | | | | 6月議会 |

■:事務局内作業 ■:会議開係 ■:講習会関係 ■:フォロー

※ 幹事会は必要に応じ開催

資料10

平成29年7月11日

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 平成30年度スケジュール(案)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-----------------------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--------|-------|
| 基礎コース一覧表 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ガリキュラム説明歩行 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 管理要項修正 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 開催に向けた調整(場所、講師、受講者数の把握等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 第1回幹事会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 第1回協議会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 受講者募集 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 受講者調整 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 講習会準備(テキスト印刷など) | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 講習会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 フォローアップ調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 次年度に向けた課題整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 底本コース一覧表 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 ガリキュラム説明作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 管理要項作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 開催に向けた調整(場所、講師、受講者数の把握等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 小一ムベーナ・シフレット・リーフレット作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 第2回幹事会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 第3回協議会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 受講者募集 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 受講者調整 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 講習会準備(テキスト印刷など) | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 講習会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 フォローアップ調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 次年度に向けた課題整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 幹事会一覧表 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 ガリキュラム説明作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 管理要項作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 開催に向けた調整(場所、講師、受講者数の把握等) | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 小一ムベーナ・シフレット・リーフレット作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 第3回幹事会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 第3回協議会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 受講者募集 | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 受講者調整 | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 講習会準備(テキスト印刷など) | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 講習会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 フォローアップ調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 35 次年度に向けた課題整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 第4回幹事会開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9月講習会 | | | | | | | | | | | | 12月講習会 | 2月講習会 |

■：審査局内作業 □：会議開催 ■：会議開催 □：講習会開催

※ 幹事会は必要に応じ開催

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）

審査委員会規則（案）

平成29年7月11日

（目的）

第1条 本規則は、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以下「協議会」という。）が設置する審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、インフラメンテナンス技術者の講習の認証と終了認定試験に関する次の事務を実施する。

- ①講習の認証に関する事。
- ②修了認定試験の実施に関する事。
- ③講習の修了認定に係る審査に関する事。

（構成及び運営）

第3条 委員会の構成や事務は以下とする。

- ①委員は別表に掲げる者とする。
- ②委員会には委員長を置く。委員長は協議会会長が務め、会務を統括する。
- ③委員会には副委員長を置き、副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- ④委員は、非常勤とする。
- ⑤委員会は、委員長が必要と認めるときを開催する。
- ⑥委員会は非公開とし、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- ⑦委員会の委員は、委員が指名した者を代理として委員会に出席させることができる。この場合、委員が出席したものとみなす。
- ⑧委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第4条 委員会の事務局は、「(一社) 福島県建設産業団体連合会」に置く。

(守秘義務)

第5条 委員、審査委員及び事務局は審議事項で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(附則)

本規則は、平成29年7月11日から施行する。

別表

【審査委員会】

| | |
|-----|-------------------|
| | |
| 委員長 | 協議会会长 |
| 委 員 | 日本大学工学部 |
| 委 員 | 福島工業高等専門学校 |
| 委 員 | 国土交通省東北地方整備局 |
| 委 員 | 福島県土木部 |
| 委 員 | 一般財団法人ふくしま市町村支援機構 |
| 委 員 | 一般社団法人福島県建設業協会 |
| 委 員 | 一般社団法人福島県測量設計業協会 |
| 委 員 | 一般社団法人福島県地質調査業協会 |

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）

ME研修（仮称）修了認定要綱（案）

平成29年7月11日

1、目的

この要綱は、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）が開催するME研修会（仮称）（以下「研修会」という。）の認証及び講習受講者の修了認定に関し必要な事項について定めるものである。

2、研修の修了認定要件

研修会の修了認定にあたっては、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以下「協議会」という。）において定められた研修を全て受講していること、及び「修了認定試験」において一定基準以上の成績をおさめること。

3、研修の認証

研修のカリキュラムの認証は、高齢化する社会基盤の戦略的かつ効率的な維持管理を行うため、維持補修及び防災に係わる高度な技術力を有する中核的専門人材を育成するための科目で構成されていることを協議会において承認することを要件とする。

4、修了認定試験

（1）審査委員会（以下「委員会」という。）は、受験者が協議会が認証した研修を全て受講しており、受講資格を有することを確認する。

（2）委員会は、受験資格を満足している者に、筆記試験及び口頭試験を実施し、採点を行う。

①筆記試験

社会基盤の防災・維持管理を実施するにあたって必要な知識や方策を確認する筆記試験。

②口頭試験（※基礎コースについては除く）

社会基盤の防災・維持管理に必要な知識や適用能力を確認する口頭試験。

委員会の委員が必要な知識や適応能力を確認するための質疑応答を行う。

(3) 修了認定試験は、研修修了時に実施する。

5、修了認定

委員会は修了認定試験の結果について審査し、総合的な評価を行い合否案を作成し協議会に報告する。協議会は、委員会からの報告をもとに修了者を決定し、修了証を付与する。

6、守秘義務

認定審査業務に携わった者は、業務に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(附則)

1、この要綱は、平成29年7月11日より施行する。

参考 1

平成 29 年度 M E 養成講座「初級技術者育成コース」募集要項

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称） 平成 29 年 7 月 11 日

M E 養成講座の目的と意義

社会インフラは、豊かな国民生活の実現及び自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与する国民共通の貴重な財産であります。

これら社会インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後急速に老朽化する恐れがあることから、その維持・修繕、更新の必要性、緊急性が全国的に課題となっております。

他方、本格的な社会インフラの維持管理・更新時代を迎える中、維持・修繕分野においては、行政をはじめ、地域の建設業やコンサルタントに携わるメンテナンス技術者的人材不足は深刻な問題となっております。

このような中、本年 1 月 12 日「福島県建設業審議会」の答申において、「インフラメンテナンス技術者・確保に関する産学官による連携強化」について明記され、インフラメンテナンス技術者育成に積極的に取り組む必要があることが報告されました。

このため、「地域のインフラは、地域自らが守る」考え方の下、福島県の地域特性を把握するとともに、橋梁、トンネル、舗装、河川構造物、防災施設等、社会インフラ全般に係る各種点検やメンテナンスに関する専門的かつ実践的な知識を有する技術者の育成を図ることを目的に研修を実施するものであります。

なお、本協議会では今後、今回の初級コースの他に、更に高度な知識を有し、点検計画立案、健全度診断ができる技術者の養成講座も開催する予定であり、初級から上級にわたる多くの技術者の育成に取り組むことにより社会インフラの品質確保につとめ、県民の安全・安心に貢献していくこととしております。

M E 養成講座「初級技術者育成コース」の概要

M E 養成講座「初級技術者育成コース」の講義内容は以下のとおりです。週●回×●日間（講座）と半日間（認定試験）の●日間で構成されています。座学では●●●と●●について講習し、現場実習では実際の構造物の見学と点検実習を行います。毎回、講座の内容に関するレポート課題を課して次週（翌日）に提出を求めます。●日目には修了認定試験として、筆記（及び口頭）試験を行います。実施場所は、●●です。今年度のカリキュラム及び講師は別表を参照してください。

1 週目（又は、「1 日目」と記述） ●●●●、●●（カリキュラム概要を記載）

2

3

4

5

参考 2

ME 養成講座「初級技術者育成コース」の募集内容

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称） 平成 29 年 7 月 11 日

1. 募集人員

●●名

2. 受講費用等

●●●、●●●円

なお、受講者決定通知後に参加を取消した場合、研修途中で欠席となった場合も受講料は返還いたしませんので、予めご了承願います。

3. 受講資格

- ・ 2 年以上経過の業務経験を有する者

4. 受講申請手続き

(ア) 申請期間

平成 29 年 ● 月 ● 日 (■) ~ 平成 29 年 ● 月 ● 日 (■)

(イ) 提出方法

インフラメンテナンス技術者育成協議会事務局まで F A X にて申し込み

(ウ) 提出書類

受講申込書（兼）実務経歴書

※実務経歴書については、役職印を押印すること。

(エ) 提出先

〒960-8061 福島県福島市五月町 4 番 25 号（福島県建設センター 6 階）

（一社）福島県測量設計業協会内

インフラメンテナンス技術者育成協議会 事務局

5. 受講者の選抜

応募者多数の場合は、応募者の職業及び経歴のバランスに配慮して、受講者を選抜する場合があります。若手技術者の申し込みを歓迎します。

(ア) 選抜方法

受講申請のための書類一式を厳正に審査し、ME 養成講座の受講者を選抜します。

(イ) 結果の通知

平成 29 年 ● 月 ● 日 (■) までに結果通知書を本人宛に発送します。

6. 個人情報の取扱い

提出された申込書等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の個人情報は、インフラメンテナンス技術者育成協議会事務局が責任を持って管理します。

7. 修了認定について

ME養成講座を修了すると、インフラメンテナンス技術者育成協議会より「ME養成講座初級技術者コース」の受講修了を認定します。

ただし、受講終了の認定証は、筆記試験（及び口述試験）の合格者に対してのみ交付します。

合格の可否については、インフラメンテナンス技術者育成協議会が設置する審査委員会において審議し、後日通知します。

なお、レポート課題の未提出が一部でもあった場合、受講欠席が一部でもあった場合には試験を受けることができませんので、予めご承知おき願います。

8. CPDプログラムについて

本養成講座はCPDプログラムの認定予定です。

9. 問合せ先

〒960-8061 福島県福島市五月町4番25号（福島県建設センター6階）

（一社）福島県測量設計業協会内

インフラメンテナンス技術者育成協議会 事務局

TEL

HP

参考 3

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会(仮称) 平成29年7月11日

点検・診断分野における技術者資格(道路関係)取得講習会等について

| 資格名 | 講習会等の実施機関 | 講習形態 | 日程 | 受講料 | 備考 |
|----------------------|-------------------------------|-------------|-----------|------------------|------------------------|
| RCM | (一財)日本建設情報総合センター 新技術開発センター | 講習会 通信教育 | 1日 3ヶ月 | 10,285 49,800 | テキスト代込 テキスト代、添削代込 |
| 土木技術者(倫理教育) | (公社)土木学会 | 講習会 | 1日 | 4,000 | テキスト代込 |
| " (現場講習) | (公財)高速道路調査会 | 講習会 | 2日 | 33,000 | |
| 土木鋼構造診断士 | (一社)日本鋼構造協会 | 講習会 | 2日 | 32,400 | テキスト代、試験代込、登録料(6,696) |
| 土木鋼構造診断士補 | " | 講習会 | 2日 | 28,300 | " |
| コンクリート構造診断士 | (公社)プレストコングリート工学会 | 通信教育 | 4ヶ月 | 27,000 | テキスト代、試験代込、登録料(16,200) |
| コンクリート診断士 | (公社)日本コンクリート工学会 | 講習会 | 2日 | 32,400 | テキスト代、試験代込 |
| 道路橋点検士 | (一財)橋梁調査会 | 講習会 | 3日 | 50,000 | テキスト代、試験代込、登録料(5,000) |
| 道守コース | 国立大学法人長崎大学 | 講習会 | 3日 | 無料 | 教材費、実習費、保険費の一部負担有 |
| 特定道守コース | " | 講習会 | 14日 | 無料 | " |
| 道守補コース | " | 講習会 | 8日 | 無料 | " |
| 道守補助員 | " | 講習会 | 半日 | 無料 | " |
| ME(社会基盤ノンテナンスエキスパート) | 国立大学法人岐阜大学 | 講習会 | 20日 | 260,000 | テキスト代、試験代込 |
| 一級構造物診断士 | (一社)日本構造物診断技術協会 | 講習会 | 2日 | 33,000 | テキスト代、試験代込、登録料(5,000) |
| 二級構造物診断士 | " | 講習会 | 2日 | 30,000 | " |
| インフラ調査士 | (一社)日本非破壊検査工業会 | 講習会 | 2日 | 64,800 | テキスト代、試験代込、登録料(10,800) |

ME育成運営組織について

| 区分 | 新潟県 | | 岐阜県 | 長崎県 |
|---------|--|--|--|--|
| 組織の名称 | (ME新潟協議会) インフラ再生技術者育成新潟地域協議会 | | 岐阜大学インフラマネジメント技術研究センター 社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット運営協議会 | 道守養成ユニット運営協議会 |
| 設立年度 | 平成26年 | | 平成25年 ※平成20年から24年まで文科省補助金 地域再生人材創出拠点の形成プログラム(平成20年~24年) | 平成20年 ※文科省、地域再生人材創出拠点の形成 プログラム(平成20年~24年) |
| 目的 | ○地域のインフラ施設の町医者の育成 ○安全・安心な県土の保全 ○建設技術者による地域の活性化 ○技術者の技術力のステップアップ | | ○発注者、受注者双方の技術力向上により、「安全安心な県土の保全」「地域の活性化」(MEの活用) ・適切な点検・修繕の実施 ・法規災害等において初期調査や助言等 ・社会資本メンテナンスプランへの活用 ・緊急点検等での活用 ・ME・MS協働点検、MS技術力向上支援 | ○観光チラシを支える“道守”養成ユニット <道守、特定道守、道守補コース> ・各種資格の取得 ・県内インフラ構造物の維持管理計画の企画・立案 ・地域に密着した維持管理業務 ・インフラ長寿命化の新事業創出に貢献 <道守補助員コース> ・インフラ構造物の維持管理の啓蒙活動 ・構造物維持管理のチェックポイント調査 |
| 組織構成員 | 行政 | 国土交通省北陸地方整備局 新潟県土木部 新潟市土木部 | 国土交通省中部地方整備局 岐阜県 | 長崎県土木部 |
| | 学識 | 長岡技术科学大学 新潟大学 長岡工業高等専門学校 | 岐阜大学 | 長崎大学 |
| | 業界 | (一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタント協会北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会 (一財)新潟県建設技術センター (公社)日本技術士会北陸本部 (一社)北陸地域づくり協会 | (一社)岐阜県建設業協会 (一社)岐阜県測量設計業協会 (公財)岐阜県建設研究センター | (一社)長崎県建設業協会 (一社)長崎県測量設計業協会 (公財)長崎県建設技術研究センター |
| 事務局 | 長岡技术科学大学 環境社会基盤工学専攻 環境防災研究室内 2名 0258-47-1511 内線6313 (田村) | 岐阜大学工学部 インフラマネジメント技術研究センター 3名 058-293-2419 (熊田) | 長崎大学大学院工学研究科 インフラ長寿命化センター内 先生1名 5名 095-819-2879 (井戸田1名、喜村2名) | |
| 役割分担 | 行政 | ○座学の講義場所の提供 ○移動のためのマイクロバスの提供 ○現場実習施設の提供 ○点検道具(器具)の提供 | インフラ管理及びME活用に関する連携・協力 ※岐阜社会基盤研究所 平成14年設立の産官学連携団体 | (県)講師の派遣 (県)講座会場、現場(橋梁、斜面)の提供 (県)県内全ての自治体への協力の要請 (県)橋梁・防災点検への参加 (全)異常通報システムの構築 (全)現場(橋梁、斜面)の提供 |
| | 学識 | ○講師の派遣 ○修了試験の試験官及び採点 ○事務局としての講師との調整 | インフラ管理及びME活用に関する連携・協力 | ○講師の派遣 ○座学の講義場所の提供 ○修了試験の試験官及び採点 ○事務局としての講師との調整 |
| | 業界 | ○講師の派遣 ○現場実習機材の提供 | インフラ管理及びME活用に関する連携・協力 | "道守"事業への参加協力、広報 (ボランティア団体、道守補助員コースの受講) 各団体の会員企業の社員及びOB 行政(県、市町村)職員及びOB |
| 対象受講生 | 各団体の会員企業の社員 行政(県、市町村)職員 | 各団体の会員企業の社員 行政(県、市町村)職員 | | |
| 資格認定 | 国交省の「民間資格」認定申請手続き中 新潟県の点検担当技術者としての資格 | 国土交通省中部地方整備局の「施設等管理支援士」の受験資格 岐阜県建設工事総合評価における加点項目 (技術士と同等) MEを活用する点検から修繕計画、修理工事の実施までを一連とする事業の実施 | | 総合評価落札方式で「道守」を高く評価 |
| 講座プログラム | 構造コース 6日、防災コース 5日、各40名 週1日を6周 週1日を5週 | 岐阜大学大学院履修証明プログラムとして ○4週間(80コマ=120時間)の集中講義 ・アセットマネジメント基礎科目(座学) ・社会基盤設計実務(演習主体) ・点検・施工・維持管理現地実習 ○全国の著名な専門家による最高レベルの講義 ○発注者、受注者が同じ講義と一緒に受講 (全員が同レベルの技術習得を目指す。) ○全ての講義を受講してはじめてME認定試験の受験資格を得る。 | <道守補助員> 半日間(約3時間) <道守補> 8日間(37時間) 週2日を4週 <特定道守>(コンクリート構造・鋼構造) 9日間(49時間) 共通週2日を2週、各コース週1日を5週 <道守> 3日間(20時間) 週1日を3日間 | |
| 受講料 | 無料 | 250,000円(平成28年度~) ※ME認定試験受験料 10,000円 | 無料 教材費、実習費、保険費の一部及び交通費の負担有り。 | |
| 受講資格 | 下記のいずれかを満たす者 ①土木に関する高等教育機関を修了し、実務経験が3年以上の者 ②実務経験5年以上の者 ③2級土木施工管理技士資格保有者、または同等の者 | 前期 30名、後期 30名 ○日本の大学を卒業した者、または同等の者 ○短大、高専、高校、専修学校及び各種学校を卒業した技術者で、個別の資格審査を了した者 ○官公庁等土木職員で、社会資本の維持業務を2年以上経験した者 ○建設業界技術者は、社会資本の点検・調査、構造物の新設・維持補強の設計・施工管理業務を主体的な立場での経験を3年以上有する者で、協会等の推薦がある者 | <道守補コース> 30名程度 ○自治体、建設業、建設コンサルタント業に從事する土木技術者。OBを含む。 <特定道守コース> コンクリート構造コース、鋼構造コース各20名× ○道守補コースと同じ、かつ、一級、二級土木施工管理技士、技術士補、RCCM資格保有者。 <道守コース> 3名程度 ○特定道守コースと同じ。 ※「特定道守」資格取得者に限る。 | |
| 運営経費 | 約1,500万円 うち、文科省の補助金約1,000万円を充当 | 約1,200万円(～1,500万円) | 約2,000万円 国の補助事業、県及び長崎市からの支援 | |
| 備考 | | 社会基盤メンテナンス手帳 (技報室出版:定価1,800円+税) 建設業界技術者は、労働局の給付金(20万円～26万円)活用 | | |

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（仮称）設立総会 議事録

日 時：平成 29 年 7 月 11 日（火）14：00～15：00

場 所：福島県建設センター 2 階

出席者：別紙参照

次 第

1. 開 会 福島県土木部 杉 明彦次長

2. 挨 捂 福島県土木部 大河原 聰部長

福島県建設産業団体連合会 小野利廣会長

3. 出席者紹介 福島県土木部 杉 明彦次長より紹介

4. 経緯説明 福島県土木部土木企画課 相澤広志課長より説明 資料-1

5. 議 事 *議長選出 議長：福島県土木部 大河原 聰部長

(1) 協議会設立趣意書（案）について 資料-2 承認

(2) 協議会組織体制（案）について 資料-3・4 承認

(3) 協議会規約（案）について 資料-5 承認

(4) 役員の選任について 下記承認

会 長：日本大学工学部 中村 晋教授

副会長：福島県建設産業団体連合会 小野利廣会長

副会長：福島県土木部 大河原 聰部長

6. 委嘱状交付 日本大学工学部 中村 晋教授より交付

7. その他

○福島県建設業協会 鈴木武男専務理事

持続可能な体制によりプログラムを構築し、技術者育成を図り適切に維持管理

メンテナンスニーズをどう捉えて取り組むか今後、仕組みと財源・人材確保が重要

○福島工業高等専門学校 芥川一則教授

人口推計を考えてメンテナンス整備する必要がある

地域熟知・地域枠

○日本技術士会東北本部福島支部 畠 良一支部長

蓄積された既往の地盤情報を活かし有意義な講習会に貢献

8. 閉 会

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 第1回幹事会 議事録

日時：平成29年7月11日（火）15：10～16：15

場所：福島県建設センター

○役員選任について 下記承認

- ・幹事長：福島県土木部 杉 明彦次長
- ・副幹事長：福島県土木部土木企画課 相澤広志課長

○今後の予定について

- ・第2回幹事会の日程について、日程調整票を後日発信し調整を図る
*8月予定
- ・資料5～10についての意見を各位より集約

○その他

- ・資料11 審査委員会に日本技術士会東北支部福島県支部を加える
- ・ME基本コースをベースに参加要請
- ・次回、各位より建設的な意見を求む